

飯田警察署速度取締指針

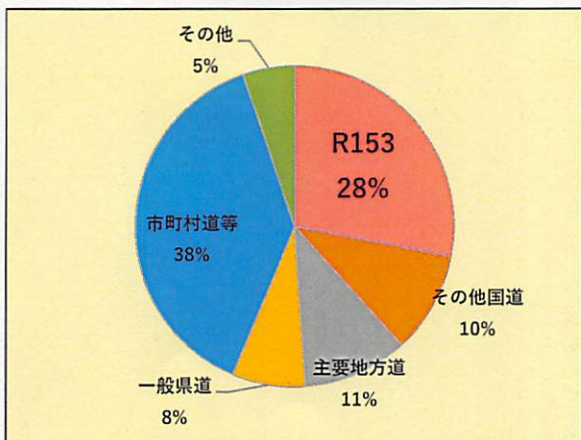
飯田警察署の速度取締り重点			
重点路線	重点時間帯	重点区域	規制速度
国道153号	6:00 ～ 20:00	アップロード	法定速度 (60km/h)
		阿智村・平谷村・根羽村 (西部3村)	指定速度 50km/h

☆ 交通事故総量抑制及び被害軽減のため、上記重点路線以外でも取締を実施します。
 ☆ 交通事故の発生状況、住民からの取締り要望等を踏まえ、総合的な交通指導取締を実施します。
 ☆ 速度取締重点については、交通事故発生状況等により、随時見直しを行います。

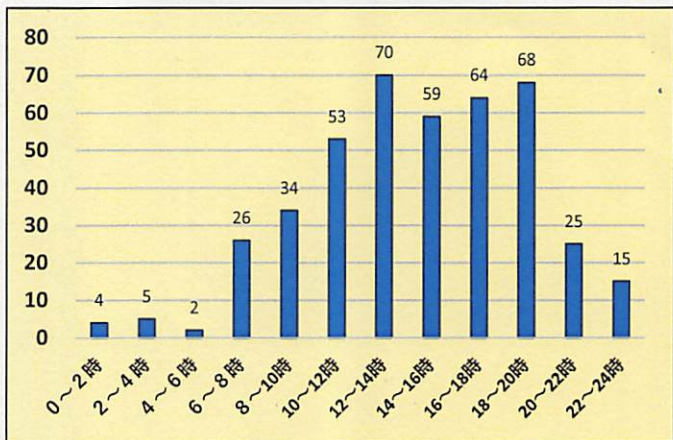
飯田警察署管内の交通事故発生状況

平成27～29年に飯田警察署管内では、人身交通事故が「1,516件」発生しました。

路線別発生状況



時間別発生状況(国道153号)



- ◆ 管内の事故の28%がR153で発生
- ◆ 死亡・重傷事故の約6割が速度超過
- ◆ R153の死亡事故は7件で、4件が速度超過
- ◆ 昼間に事故が多発
- ◆ 早朝・深夜は、比較的速度が速い
- ◆ 死亡・重傷事故の約7割が昼間に発生

総合的な速度管理の必要性

(長野県警察速度管理指針より)

- 死亡事故に占める規制速度超過事故の割合は60.1%。
- 規制速度超過車両による交通事故は、規制速度遵守車両に比べ死亡事故となる確率が5.2倍となる。
- 危険認知速度が高いほど死亡事故になる確率が高くなり、60キロでは50キロの2.7倍、70キロでは9.1倍となる。
- 速度を抑制することによって被害の軽減が期待できる。